

令和3年2月26日 招集

2月定例総会議事録

新潟市西蒲区農業委員会

新潟市西蒲区農業委員会

令和3年2月定例総会議事録

- 1 開催日時 令和3年2月26日(金)午後2時から
- 2 開催場所 巻地区公民館 3階 小ホール
- 3 出席農業委員 (18人)

1番 武田 要一郎	2番 小林 喜一郎	3番 間宮 一
4番 草野 伸一	5番 長谷川 浩成	7番 清水 和子
8番 土田 正志	9番 棚邊 友衛	10番 堀内 多計司
11番 大島 伸吾	12番 阿部 マサ子	13番 笠原 和仁
14番 増井 勝	15番 小野塚 彦榮	16番 田邊 重夫
17番 楨田 士農夫	18番 吉田 浩	19番 田中 一男
- 4 欠席農業委員 6番 広川 浩
- 5 出席農地利用最適化推進委員 (14人)

2番 伊藤 勇	3番 大岩 稔	5番 鈴木 隆
6番 青柳 一	7番 大滝 幸子	8番 尾張部 満
11番 中野 文和	14番 本間 真由美	15番 八木 寿久
17番 小林 克巳	18番 高橋 仁	23番 吉田 健一
25番 高橋 忠雄	27番 長谷川 一利	
- 6 農業委員会事務局出席職員

事務局長 上原 文昭	事務局次長 佐々木 徹
農地係長 宮川 一也	農政振興係長 佐藤 政道

7 議事日程

(1) 開 会

(2) 議 事

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議事（農地部会所掌）

議案第5号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

(追加) 議案第7号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告事項 買受適格証明交付済案件に対する農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について

報告事項 農地法第4条転用届出に関する受理について

報告事項 農地法第5条転用届出に関する受理について

日程第3 議事（農政振興部会所掌）

議案第6号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

報告事項 新潟市農用地利用配分計画（案）について

(3) その他

(4) 閉 会

8 会議の概要

開会時間：午後 2 時

事務局長	定刻になりましたので、これより 2 月定例総会を開催いたします。 開会にあたり間宮会長から開会のあいさつをお願いします。
会 長	<間宮会長あいさつ>
事務局長	ありがとうございました。それでは、議事に入らせていただきます。 なお、本日 6 番 広川委員より欠席の連絡が入っておりますが、会議規則第 4 条の規定により定足数を満たしており、会議は成立しておりますことをご報告いたします。 また、合わせて 14 名の農地利用最適化推進委員の皆さんからご出席いただいておりますことをご報告いたします。 それでは会議規則第 5 条の規定によりまして、間宮会長より議長をお願いします。
議長（会長）	それでは議事日程に従い会議を進めます。 はじめに、日程第 1、議事録署名委員の指名についてお諮りします。 議事録署名委員については、議長である私に一任いただけますでしょうか。
	（異議なし）
議長（会長）	皆さんから異議がありませんので、8 番、田中正志委員、9 番、田邊友衛委員を指名します。 引き続き日程第 2、議事に入ります。 最初は、農地部会所掌に関する議事でありますので、議長を増井農地部会長と交代いたします。
	<間宮会長は自席へ、増井農地部会長が議長席へ>
議長（農地部会長）	それでは、農地部会の所掌に関する議案などについて、議事を進めます。 議案第 5 号、農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、議案第 7 号、農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について、事務局より説明をお願いします。
事務局（農地係長）	農地係の宮川でございます。私の方から議案の説明をさせていただきます。 議案第 5 号の転用案件につきましては、事前に配布いたしました「転用補足説明資料」と併せてご覧ください。議案書 1 ページをご覧ください。 議案第 5 号「農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について」ご説明を申し上げます。 1 号案件は、岩室地区において、現在、西蒲区内の共同住宅にお住いの転用事業者が将来のことを考え、妻の実家近くにある申請地を祖父より使用貸借により借り受け、個人住宅を建築し、ご夫婦で移り住む計画でございます。 2 号案件は、中之口地区において、現在、西蒲区内の共同住宅にお住いの転用事業者が、子供が生まれ将来のことを考え、実家近くにある申請地を父

	<p>より使用貸借により借り受け、個人住宅を建築し、家族4人で移り住む計画でございます。</p> <p>3号案件は、巻地区において、現在、下和納で自動車整備会社及びガソリンスタンドを経営する転用事業者が、定期的な営業会議の開催場所を整備工場では手狭なため、自宅で行うこととなり、その際必要となる駐車場を確保するため、申請地を無償で譲り受け、庭拡張及び駐車場の造成を行う計画でございます。なお、この度の申請にあたり、これまで申請地の一部を庭拡張敷地として無断使用してきたことを深く反省する旨の「始末書」の提出がありましたことをご報告申し上げます。</p> <p>これらの転用案件につきましては、立地基準、一般基準からなる「転用許可基準」に照らし合わせ、許可要件を満たしていることを確認しております。</p> <p>いずれも、調査委員会に付託されている案件でございます。</p> <p>続きまして、議案第7号「農地法第3条許可申請に関する意見決定について」ご説明を申し上げます。本日お配りいたしました追加議案書1ページ及び2ページをご覧ください。</p> <p>1号案件は、西川地区において、耕作不便となっている申請地を親戚である譲受人へ贈与するものでございます。</p> <p>2号案件は、西川地区において、申請地を父から子へ世帯内贈与を行うものでございます。</p> <p>3号及び4号案件は、潟東地区において、いずれも、譲受人が申請地を買い受け、規模拡大を図るものでございます。</p> <p>2ページ5号及び6号案件は、巻地区において、いずれも、耕作不便となっている申請地を、近隣地を耕作する譲受人へ贈与するものでございます。</p> <p>7号案件は、巻地区において、西区にお住いの譲渡人が、新規設立する農地所有適格法人の役員として経営に参画するにあたり、申請地を会社に対して出資することで株式の交付を受けるため、現物出資及び売買を行い、資本増資を図るものでございます。</p> <p>8号案件は、夫が農業者年金受給のため、子に使用貸借権の設定により貸し付けてきた申請地を、新たに経営主となる妻が子から引き継ぐため、使用貸借権の移転を行うものでございます。なお、7号及び8号案件につきましては、西区管内においても関係土地があることから西区農業委員会において同時申請がなされている案件でございます。</p> <p>以上の申請案件につきましては、「地区担当委員」が現地確認済みであり、農地法第3条第2項に照らし合わせ該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。</p>
議長（農地部会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>引き続き、調査委員会の結果について、委員長から報告をお願いします。</p>
8番（土田正志委員）	<p>それでは、去る22日、区役所302会議室で行われました調査委員会における聴取案件について報告します。</p> <p>出席委員は7名で、調査委員長は、わたくし笠原和仁が務めました。</p> <p>聴取案件は、農地法第5条許可申請3件でありました。</p> <p>別添の「調査委員長報告書」をご覧ください。ここに記載のとおり、申請案件について、申請人から申請理由等を聴取し、審議を行った結果、許可相当との意見で全委員一致しました。</p>

	<p>また、追加議案書1ページ及び2ページにあります農地法第3条 許可申請に関する意見決定の件についてであります。事前に地区担当委員より現地調査を行っていただき、調査委員会に付託する案件はありませんでしたが、提出いただきました「現地調査確認調書」に基づき審議を行った結果、許可相当との意見で全委員一致しました。以上で報告を終わります。</p>
議長（農地部会長）	<p>ありがとうございました。 事務局の説明、調査委員長の報告が終わりました。 ただいまの説明、報告にご意見、ご質問はありませんか。</p>
	<p>(意見・質問なし)</p>
議長（農地部会長）	<p>皆さんから意見、質問がありませんので、これより採決に移ります。 議案第5号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、採決します。提案のとおり申請を許可することすることに異議はありませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
議長（農地部会長）	<p>皆さんから異議がありませんので、許可と決定します。 続きまして、議案第7号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について採決します提案のとおり許可相当とすることに異議はありませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
議長（農地部会長）	<p>皆さんから異議がありませんので、許可相当と決定し、新潟市長へ回答します。 続きまして、報告事項に移ります。 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、農地の転用事実に関する照会書について、農地法第5条転用届出に関する買受適格証明書の交付について、農地法第5条転用届出に関する受理について、以上5件を一括して、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（農地係長）	<p>農地係の宮川でございます。私の方から、議案書の報告事項の説明をさせていただきます。議案書2ページをご覧ください。 「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」ご報告を申し上げます。 まず、岩室地区でございます。 2ページ1号から5ページ18号の18件、105筆、88,845㎡が、この度の解約地となっております。 続きまして、西川地区でございます。 6ページ19号から9ページ34号の16件、163筆、118,854.3㎡が、この度の解約地となっております。 続きまして、潟東地区でございます。 9ページ35号から10ページ号の5件、31筆、29,491㎡が、この度の解約地となっております。 続きまして、中之口地区でございます。</p>

	<p>10ページ40号から11ページ、42号の3件、6筆、2,575㎡が、この度の解約地となっております。</p> <p>最後に、巻地区でございます。</p> <p>11ページ43号から13ページ、54号の12件、74筆、64,414.62㎡が、この度の解約地となっております。</p> <p>続きまして、14ページ及び15ページをご覧ください。</p> <p>「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」ご報告を申し上げます。</p> <p>相続により農地を農地法の許可を得ることなく権利移動したものについて9件の届出があり、受理をいたしましたのでご報告を申し上げます。なお、当委員会への利用権設定等の斡旋希望はございませんでした。</p> <p>続きまして、16ページをご覧ください。</p> <p>「農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について」ご報告を申し上げます。</p> <p>1号につきましては、西川地区において、先月買受適格証明書の交付についてご報告いたしました案件につきまして、届出人が競売落札を行い、資材置場造成敷地として転用の届け出がありましたので、ご報告を申し上げます。</p> <p>続きまして、17ページをご覧ください。「農地法第4条 転用届出に関する受理について」ご報告を申し上げます。</p> <p>1号は、巻地区において、共同住宅建築敷地として転用の届け出があり、受理をいたしましたのでご報告申し上げます。なお、当案件につきましては、18ページ4号との関連案件となっております。</p> <p>続きまして、18ページをご覧ください。</p> <p>「農地法第5条 転用届出に関する受理について」ご報告を申し上げます。</p> <p>1号は、岩室地区において、個人住宅建築敷地として転用の届け出がございました。</p> <p>2号は、西川地区において、住宅地拡張敷地として届け出がございました。</p> <p>3号及び4号は、巻地区において、個人住宅建築敷地、共同住宅建築敷地としてそれぞれ届け出があり、以上4件につきましては、いずれも受理をいたしましたのでご報告申し上げます。</p> <p>以上で報告事項の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。</p>
議長（農地部会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいまの報告にご質問はありませんか。</p>
	<p>（質問なし）</p>
議長（農地部会長）	<p>皆さんから質問がありませんので、事務局報告のとおり承認と決定します。</p> <p>以上で農地部会所掌の議事は終了しました。</p> <p>議長を吉田農政振興部会長と交代します。</p>
	<p><増井農地部会長は自席へ、吉田農政振興部会長が議長席へ></p>
議長（農政振興部会長）	<p>それでは農政振興部会の所掌に関する議案などについて、議事を進めます。</p> <p>議案第2号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いします。</p>

事務局（農政
振興係長）

お疲れさまです。それでは、お手元の議案書の議案第6号「新潟市農用地
利用集積計画の決定について」説明いたします。

議案第6号は、（2-1：一般案件）と（2-2：農地中間管理事業関連）
の2分冊で構成されています。

まず、はじめに（2-1：一般案件）を、お願いいたしますが、申し訳ご
ざいませませんが、（2-1：一般案件）で1件取下げがございます。内容につき
ましては、8ページ4号の所有権移転(売買)案件になりますが、譲渡人が亡
くなられたということで、取下げがありましたので、8ページ4号について
は削除していただきますようお願いいたします。それに伴いまして、表紙裏
面の地区別実績表の新規分及び同じく地区別実績表3枚目の合計のページも
訂正となりますので、この部分につきましては、本日配布しました、右肩に
四角囲みで「差替」と書かれました、水色の紙の両面刷をご覧くださいませ
ようお願いいたします。

それでは、「令和3年 利用権促進事業地区別実績表」の「新規分」を説明
いたします。本日配布しました、水色の紙の差替の新規分をお願いします。

利用権設定の契約期間6年は、西川地区1件、田、4,132㎡、巻地区3件、
田、15,980㎡、合計4件で、田の計、20,112㎡です。

契約期間10年は、岩室地区2件、田、8,067㎡、潟東地区2件、田、10,150
㎡、中之口地区7件、田、58,638㎡、巻地区7件、田、73,437㎡、合計18
件で、田の計150,292㎡です。

以上、新規の合計は22件、田の計、170,404㎡でございます。

詳細につきましては、1ページ1号から5ページ22号に記載のとおりで
ございます。

次に所有権移転です。実績表右側をご覧ください。上段が交換、下段が売
買でございますが、今月は、交換はございませんでした。

売買は、西川地区1件、田、4,729㎡、潟東地区3件、田、7,009㎡、中之
口地区1件、田、7,648㎡、巻地区2件、田、3,238㎡、畑、658㎡、計、3,896
㎡、合計7件で、田畑の計、23,282㎡でございます。

詳細につきましては、8ページ1号から3号及び8ページ5号から9ペー
ジ8号に記載のとおりでございます。

続きまして、利用権設定の「更新分」でございます。事前配布の（2-1：
一般案件）の議案書の地区別実績表の2枚目、更新分をお願いいたします。

利用権設定の契約期間3年は、岩室地区2件、田、2,544㎡、中之口地区1
件、田、21,943㎡、巻地区2件、畑、7,457㎡、合計5件で、田畑の計31,944
㎡です。

契約期間6年は、岩室地区1件、田、524㎡、巻地区1件、田、18,629㎡、
合計2件で、田の計、19,153㎡です。

契約期間10年は、潟東地区1件、田、20,544㎡、畑、204㎡、計、20,748
㎡、巻地区1件、田、19,140㎡、合計2件で、田畑の計、39,888㎡です。

以上、更新の合計は9件、田畑の計、90,985㎡でございます。

詳細につきましては、6ページ1号から7ページ9号に記載のとおりで
ございます。

実績表の3ページ目は、今ほどの合計表でございますので、説明は省略さ
せていただきます。

なお、10ページ1号から4号は、利用権の移転で耕作者の変更ござい
ます。

続きまして、新潟市農用地利用集積計画の決定について（2-2：農地中

	<p>間管理事業関連)をお願いいたします。</p> <p>表紙をめくっていただきまして、「令和3年 利用権促進事業(農地中間管理事業)地区別実績表の「新規分」でございます。</p> <p>利用権設定の契約期間3年(の区分)は、巻地区1件、田、2,299㎡です。</p> <p>契約期間6年(の区分)は、岩室地区2件、田、4,508㎡、巻地区1件、田、938㎡、合計3件で、田の計、5,446㎡です。</p> <p>契約期間10年(の区分)は、岩室地区23件、田、80,207㎡、西川地区21件、田、196,944㎡、畑、4,608㎡、計、201,552㎡、湯東地区2件、田、42,913㎡、中之口地区4件、田、38,870㎡、巻地区10件、田、119,367㎡、畑、934㎡、計、120,301㎡、合計60件で、田畑の計、483,843㎡です。</p> <p>以上、新規の合計は64件、田畑の計、491,588㎡でございます。</p> <p>詳細につきましては、1ページ1号から13ページ64号に記載のとおりでございます。</p> <p>実績表の2ページ目は、今ほどの合計表ですので、説明は省略させていただきます。</p> <p>以上、(2-1:一般案件)及び(2-2:農地中間管理事業関連)いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たすと考えられるものでございます。ご審議のほど、お願いいたします。</p>
議長(農政振興部会長)	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただ今の説明にご意見、ご質問はありませんか。</p>
	(意見・質問なし)
議長(農政振興部会長)	<p>皆さんからご意見、ご質問がありませんので、これより採決に移りますが、委員に関する案件がありますので、先議します。</p> <p>2-1、一般案件の6ページ4号については、関係委員14番委員(増井勝委員)の退席をお願いします。</p>
	<関係委員 14番 増井勝委員 退席>
議長(農政振興部会長)	<p>それでは、6ページ4号の案件について採決します。</p> <p>提案のとおり承認することに異議はありませんか。</p>
	(異議なし)
議長(農政振興部会長)	<p>皆さんから異議がありませんので、事務局提案のとおり承認することに決定します。関係委員の入場を許します。</p>
	<関係委員 14番 増井勝委員 入場>
議長(農政振興部会長)	<p>それでは、審議を続けます。</p> <p>2-1、一般案件の10ページ1号から3号については、関係委員8番委員(土田正志委員)の退席をお願いします。</p>
	<関係委員 8番 土田正志委員 退席>

議長（農政振興部会長）	<p>それでは、10ページ1号から3号の案件について採決します。 提案のとおり承認することに異議はありませんか。</p>
	<p>（異議なし）</p>
議長（農政振興部会長）	<p>皆さんから異議がありませんので、事務局提案のとおり承認することに決定します。関係委員の入場を許します。</p>
	<p><関係委員 8番 土田正志委員 入場></p>
議長（農政振興部会長）	<p>それでは審議を続けます。 以上で委員に関する案件は終わりました。 続きまして、委員に関する案件以外について採決します。 提案のとおり承認することに異議はありませんか。</p>
	<p>（異議なし）</p>
議長（農政振興部会長）	<p>皆さんから異議がありませんので、事務局提案のとおり決定とします。 なお、決定された計画は、令和3年2月15日に公告の予定です。 引き続いて、報告事項に移ります。 新潟市農用地利用配分計画（案）について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局（農政振興係長）	<p>それでは、別冊の報告事項「新潟市農用地利用配分計画(案)について」をお願いいたします。 表紙をめくっていただきまして、地区別実績表でございます。 利用権設定の契約期間3年（の区分）は、巻地区1件、田、2,299㎡です。 契約期間6年（の区分）は、岩室地区2件、田、4,508㎡、巻地区1件、田、938㎡、合計3件で、田の計、5,446㎡です。 契約期間10年（の区分）は、岩室地区23件、田、80,207㎡、西川地区21件、田、196,944㎡、畑、4,608㎡、計、201,552㎡、潟東地区2件、田、42,913㎡、中之口地区4件、田、38,870㎡、巻地区10件、田、119,367㎡、畑、934㎡、計、120,301㎡、合計60件で、田畑の計483,843㎡です。 以上、新規の合計は64件、田畑の計491,588㎡でございます。 詳細につきましては、1ページ1号から13ページ64号に記載のとおりでございます。 実績表の2ページ目は、今ほどの合計表ですので、説明は省略させていただきます。 先ほどの議案第6号の農用地利用集積計画により、出し手から機構に貸借したもので、利用配分計画(案)を作成した内容となっております。 なお、14ページ1号から18ページ23号は中間管理権の移転で、耕作者を変更するものです。説明は以上でございます。</p>
議長（農政振興部会長）	<p>事務局の説明が終わりました。 ただいまの報告にご質問はありませんか。</p>
	<p>（質問なし）</p>

議長（農政振興部会長）	<p>皆さんから質問がありませんので、事務局報告のとおり承認することに決定します。</p> <p>以上で農政振興部会所掌の議事は終了しましたので、議長を間宮会長と交代します。</p>
	<p><吉田農政振興部会長は自席へ、間宮会長が議長席へ></p>
議長（会長）	<p>増井農地部会長、吉田農政振興部会長、ありがとうございました。</p> <p>引き続き、その他の案件に入ります。</p> <p>最初に私から報告します。</p> <p>市内6農業委員会会長から新潟市長への意見書提出に対する回答ということですが、この中で西蒲区が一番最後にあります「意見4（3）農業振興地域整備計画への地域農家の意見・要望の反映について」とし、回答は資料のとおりです。</p> <p>また、「意見1（1）農用地区域内における農業用施設建設のための用途変更基準の緩和について」は西蒲区も同様の考えですが、秋葉区から提出されたもので、内容は回答のとおりです。</p> <p>いろいろ各区からの要望が出ましたが、この回答のとおり即答はできない、後で相談します、回答します、というのが大部分でした。</p> <p>ただ、直談判しただけあって、少し明るい方向に向いてきたかなという感じがします。私からは以上です。続いて事務局よりお願いします。</p>
事務局（次長）	<p>委員の皆さん、お疲れ様です。次長の佐々木でございます。私より2月の会務報告及び3月の業務予定について報告いたします。</p> <p>本日配付しました資料1をご覧ください。</p> <p>2月の会務報告は、ご覧のとおりです。</p> <p>次に、裏面が現時点での3月の業務予定となっております。</p> <p>3月5日は、西蒲原土地改良区西地区委員会が開催され、会長が出席される予定です。</p> <p>次に10日は、農産物合同表彰式が開催が予定されております。これは、従来、おけさ柿、いちじく、やわ肌ねぎ、すいかの4品目について個々に審査し、表彰しておりましたが、この度より4品目を一括し、合同表彰式として行うものです。</p> <p>11日は、女性の農業委員会活動推進シンポジウムが開催の予定です。例年は東京都で開催されておりますが、今回はオンライン開催ということで、新潟県内については新潟市内の会場においての実施となります。女性委員の皆さんには案内を事前に配付してあります。</p> <p>19日は北陸農政局長と農業3団体との意見交換会が開催され、会長が出席される予定です。</p> <p>令和2年度定期総会に向けた部会の開催を22日に予定しております。農地部会は午後2時から、農政振興部会は午後3時から、いずれも会場は本日と同じここ、巻地区公民館となります。本日開催案内を配付しておりますので、各部会に属する委員の皆さんのご出席をお願いします。欠席される場合は必ず事務局まで連絡をお願いします。</p> <p>23日は新潟県農業会議通常総会が開催され、会長が出席される予定です。</p> <p>3月の調査委員会は25日の開催で、第6調査委員会の委員の皆さんが担当となります。よろしくお願いします。</p>

	<p>3月の定例総会は30日に本日と同じく、ここ巻地区公民館で開催の予定です。総会に引き続いて令和2年度定期総会を開催しますので、農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆さんの出席をお願いします。また、定期総会終了後に、農業委員会事務局職員歓送迎会の開催を予定しております。内容については、事前に送付しましたご案内のとおりです。今回は日帰りの懇親会を主としておりますので、宿泊を希望される場合は実費の徴収がございます。別紙により3月12日までに出席報告を事務局までお願いします。なお、実施にあたりましては、昨年の暑気払い、忘年会と同様に、新型コロナウイルス感染拡大防止のための「新しい生活様式」に基づく懇親会となります。状況によっては中止となることも予想されますので、ご承知願います。</p> <p>次にお知らせですが、先日皆さんに配付しました、令和3年度農業委員会手帳及び農業委員会活動記録セットの祝日標記について訂正の案内がありましたので、配布資料のとおり訂正をお願いします。</p> <p>最後に、西蒲区農業委員会だより第54号を発行しましたので、皆さんに配付します。当初は2月1日の発行を予定しておりましたが、2月2日に実施されました新潟市長への意見書の提出の様子の記事を急遽入れ込むこととなったことから、発行がひと月遅れることとなりました。私からは以上です。</p>
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。何か質問等がありますか。
	（なし）
議長（会長）	特になければ、以上をもちまして2月定例総会を終了します。

閉会時間：午後2時50分

議事録に相違ないことを認める。

議 長 間 宮 一

署名委員 土 田 正 志

署名委員 棚 邊 友 衛

